

建築物耐震対策緊急促進事業(地域防災拠点建築物整備緊急促進事業)

1. 事業概要

多数の者が利用する大規模建築物、災害時に機能確保が必要な建築物、緊急輸送道路沿道の建築物等の、耐震診断や耐震改修・除却・建替え等に対して支援を行う

2. 事業要件

- (耐震診断・補強設計) ○ 地方公共団体が定める耐震改修促進計画等に定められた取組方針に基づき実施されること
 (耐震改修等) ○ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること
 ○ 耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること(除却する場合を除く)
 ○ 建替後の住宅は、原則として土砂災害特別警戒区域外に存すること
 ○ 建替後の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合すること など

<建築物の耐震化に関する主なメニュー>

対象建築物		対象となる建築物の概要	補助率(民間が事業主体の場合)		
			耐震診断(※1)	補強設計	耐震改修等(※2)
耐震診断義務づけ建築物	要緊急安全確認大規模建築物	耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられている以下の建築物 ・不特定多数の者が利用する大規模建築物(病院、劇場、集会場、百貨店等) ・避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物(小学校、老人ホーム等) ・一定量以上の危険物を取扱う大規模な貯蔵場等	/	国1/2 地方1/3	国1/3 地方11.5%
	要安全確認計画記載建築物	耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられている以下の建築物 ・都道府県が指定する災害時に公益上必要な防災拠点建築物 ・地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物		国1/2 地方1/3	国1/2 地方1/3 国2/5 地方1/3
上記以外の建築物	避難場所等	避難所等	国1/3 地方1/3	国1/3 地方1/3	国1/3 地方1/3
		上記以外の建築物	国1/3 地方1/3	国1/3 地方1/3	国11.5% 地方11.5%
	沿道建築物	緊急輸送道路	国1/3 地方1/3	国1/3 地方1/3	国1/3 地方1/3
		上記以外の避難路	国1/3 地方1/3	国1/3 地方1/3	国11.5% 地方11.5%

※1 限度額 1,050~3,670円/㎡

※2 限度額 51,200円/㎡(建築物の場合)、除却・建替えの場合は改修費用相当額に対して助成